

東京農工大学外国人留学生特待生制度に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (申請手続) 第5条 (略) 2 (略) 3 申請時期は、入学を希望する学期開始日の3か月前までとする。 (事務) 第8条 特待生制度に関する事務は、<u>学務部学生総合支援課</u>の協力を得て、<u>学務部国際交流課</u>において行う。</p>	<p>本則 (申請手続) 第5条 (略) 2 (略) 3 申請時期は、入学を希望する学期 <u>(1学期及び3学期に限る。)</u> 開始日の3か月前までとする。 (事務) 第8条 特待生制度に関する事務は、<u>学務課国際交流室</u>の協力を得て、<u>学務課</u>において行う。</p>	

附 則 (平成31年4月1日教規程第10号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。